

地域の商業活性化の取組を行う場合、 「中小商業活力向上補助金」が受けられます

商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援することにより、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として実施するものです。

地域の商業活性化に取り組む皆様は、ぜひ本補助金の活用もご検討いただき、取組の実効性をより高めていただければと思います。

補助対象事業

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、下記の社会課題のいずれかに対応した事業となります。

- ①少子高齢化、②安全・安心、③低炭素社会構築・環境・リサイクル、④創業・ベンチャー、⑤地域資源・農工商連携、⑥生産性向上(集客力向上・IT化・物流効率化等)

対象事業の例

ハード事業

省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗、街路灯、商店街休憩所、児童遊戯施設等の整備、防犯カメラ設置、電子マネー・ポイントカードシステムの導入 等

ソフト事業

空き店舗を使ったチャレンジショップ・保育施設・高齢者交流施設・アンテナショップ等の設置・運営、AED(自動体外式除細動器)の整備、新規イベント立ち上げ事業、老朽化したアーケード撤去事業、商店街人材育成事業 等

補助対象者

商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、NPO法人、その他一定の要件を満たした民間団体(個人事業者を除く) 等

基本的な流れ

地方の各経済産業局に補助金要望書を提出(市町村経由)

↓
事業内容のヒアリング・採択の決定

↓
事業の実施・完了

↓
対象事業費の1/2の補助金を交付(補助金の下限は100万円、上限は5億円)

※自治体等が別途支援を行う場合はさらに負担を抑えられる場合があります。

※より詳しい内容は中小企業庁ホームページの補助金等公募案内をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2009/090213ShogyoKatsuryoku1jiBoshu21.htm>

具体的な活用方法・対象費目の例

アーケード整備事業

対象事業費：アーケード建設費（掛け替えの場合は撤去費も対象に含む）

例：事業費1億円のアーケード整備事業を実施する場合、1/2の5千万円を本補助金で補助（事業者負担額5千万円）

※カラー舗装や街路灯等、他のハード事業についても扱いは概ね同様です。



採光性に優れた
アーケード



バリアフリー型
カラー舗装



インキュベータ施設

空き店舗を活用した保育施設の整備・運営事業

対象事業費：空き店舗賃借料、内装費、備品費、イベント費等

例：商店街の空き店舗を賃借し保育施設を整備する場合、空き店舗の家賃、内装費等の1/2を本補助金で補助（最長3年間）



空き店舗を活用した
保育施設

電子マネー導入事業

対象事業費：備品費等

例：商店街の各店舗に電子マネー読み取り端末やポイントカードシステムを導入する場合、機器購入・設置費等の1/2を本補助金で補助



電子マネー導入

新規イベント立ち上げ事業

対象事業費：イベント費、備品費、雑役務費等

例：商店街で新規イベントを立ち上げる場合、イベント開催にかかる経費、アルバイト代等の1/2を本補助金で補助（最長3年）

アーケード撤去事業

対象事業費：アーケード撤去に係る経費

例：被災したり老朽化したアーケードを撤去し、商店街の安全確保・イメージアップ等に取り組む場合、撤去に係る費用の1/2を本補助金で補助